平成２８年（フ）第２号
岡山県倉敷市木見647番地１サンフィオーレＡ102
破産者　奥山　裕文
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８号
岡山市北区青江１丁目13番50号
破産者　有限会社サンブラ
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９号
東京都足立区綾瀬１丁目15番10号、開始決定時の住所岡山市北区北長瀬表町３丁目15番18号
破産者　大橋　康民
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０号
東京都足立区綾瀬１丁目15番10号、開始決定時の住所岡山市北区北長瀬表町３丁目15番18号
破産者　大橋　　薫
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４０号
広島市佐伯区楽々園２丁目１番12号
破産者　株式会社三村実本店
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０２号
広島県竹原市下野町3180番地
破産者　羽田建設株式会社
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１１０号
愛媛県新居浜市河内町７番27号
破産者　有限会社シンク
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１７号
千葉県木更津市中央３丁目11番９―504号
破産者　谷口　茂樹
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第９１号
沖縄県沖縄市泡瀬１丁目10番28号
破産者　株式会社海豊
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第９２号
沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真105番地
破産者　奥間　政猛
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１４３号
さいたま市見沼区東大宮四丁目64番12号マツモトマンション201号
破産者　株式会社拓海
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
東京都練馬区上石神井２丁目37番31号
破産者　有限会社深川設備工業
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６号
千葉県木更津市木更津１丁目１番18号
破産者　有限会社山陽堂
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第７号
千葉県木更津市貝渕４丁目２番４号　ネーブルハウス112
破産者　山口　　浩
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１０８号
神奈川県横須賀市大矢部４丁目34番18号
破産者　有限会社雄栄工業
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２６７号
札幌市北区北29条西４丁目２番１
破産者　株式会社大志堂
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８４７号
北海道江別市野幌町50番地23
破産者　株式会社ＭＵＴＯ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４９号
埼玉県鶴ヶ島市羽折町19番地９メゾンソレイユ101号
破産者　有限会社深井企画
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５８５号
埼玉県坂戸市大字片柳1483番地１
破産者　有限会社二和製作所
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２２８号
千葉県佐倉市西志津７―５―22　グレンピータウンＣ、住民票上の住所千葉県佐倉市江原新田91番地
破産者　矢澤　弘行
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３０９号
千葉県四街道市四街道1547番地（ニュー春日ハイツ103）
破産者　田村　敬雄
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部